

やなぎ総合法務事務所



相続・後見のプロフェッショナル
大阪無料相談所 阿倍区あべのペルタ
監修：やなぎ総合法務事務所

通信 9月号

発行：やなぎ総合法務事務所

やなぎ総合法務事務所から
旬の法律ニュースをお届け

TOPIC

「事業承継中に認知症尾になるリスクを
回避するには？」



日ごとに秋色が深まっておりますが、夏の疲れなどはございませんか。
このたび、皆さまお馴染みのSNSツール“LINE”で、弊所の専用 LINE@ ページを開設致しました。
ニュースレター・LINEを通じて、皆さまのお役に立てるような情報を随時発信してまいります。
内容に関するお問い合わせやご質問がありましたら、是非お問い合わせください。

今月のトピック:「事業承継中に認知症になるリスクを回避するには？」

ご相談者の状況：

ご相談者 A 様の状況

✓ A 様は、会社役員であり 3 社の代表取締役を勤めている。

家族の状況

✓ 妻である B 様とマンションで暮らしている。

二人の間に子はいない。前妻との間に長女の C 様がいる。

資産

✓ 株式



皆様からのご質問に
弊社専門スタッフが
お答えします！

ご相談者のご希望

- ① 将来、会社の経営は、妻の B 様に任せたい。そのため、自分が所有している自社株の議決権を妻の B 様に集約させたい。
- ② 前妻と間の子(長女)には、自分の財産は一切渡したくない。また、長女の C 様には会社経営には関わってもらいたくない。
- ③ 自分が元気である間は、会社経営に携わりたい。

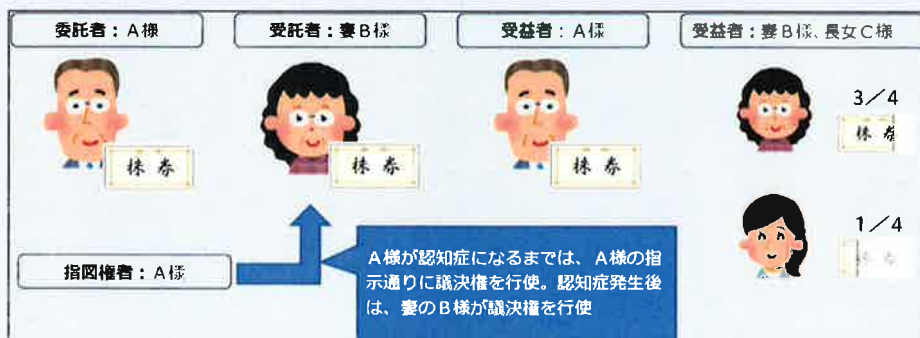
当社からのご提案

民事信託を活用することで、妻の B 様への株式譲渡を継続しつつ、A 様が病気や認知症などの体調に変化があった際にも円満な相続対策を行うことができます。

<受託者の役割>

I 指図権者である A 様が元気なうちは、受託者は指図権者の指示通り、株式の議決を行使する。

II 指図権者が病気や認知症などになって議決を行使できなくなった時は、受託者が議決を行使する



民事信託を活用するメリット

- ① 議決権を受託者である妻の B 様に集約できる。
- ② A 様が元気なうちは、指図権者として受託者に指図権を行使することによって、自分が意図する通り議決権を行使することができる。
- ③ 将来、認知症になったときは、指図権が消滅し、議決権の行使は受託者が行うことになる。
- ④ 長女 C 様の遺留分割額と同じ割合の 4 分の 1 の受益権を長女 C 様に与えることにより遺留分対策をすることができる。

やなぎ総合法務事務所では、家族信託の設計・サポートを行っております。

認知症対策や相続対策・事業承継をお考えのお客様は、家族信託を活用することでより有効な解決手段を見つけることができる可能性があります。ご興味のあるお客様は、是非当社へご相談下さい。